

室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領の運用について

令和元年5月7日
室 蘭 市

室蘭市燃料電池自動車の貸出に当たっては、室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領（令和元年5月7日施行、以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について、要領第30条に基づき、下記のとおり定め、運用するものとする。

記

1 室蘭市燃料電池自動車の引渡及び返却の日

室蘭市燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の適切な管理及び室蘭移動式水素ステーションにおける円滑な水素充填を図るため、原則としてFCVの引渡の日は木曜日とし、返却の日は水曜日とする。

2 FCVの借受予約

FCVの効率的かつ適切な貸出を図るため、要領第7条及び同条第1号に基づく予約にあたっては、次の事項について、原則として、電子メール又はFAXにより、市担当へ連絡するものとする。

法人名、住所、室蘭市競争入札参加者名簿への登録の有無

借受担当者の所属・職氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）

借受希望期間

引渡・返却希望時間

法人名表示用マグネットシートの要・不要

3 FCVへの法人名の表示

要領第8条第2項に基づく借受法人名のFCVへの表示は、市が配布する白地マグネットシートに記載又はステッカー等を貼付したもの、若しくは借り受事業者が所有する既存マグネットシート等（ステッカーなど車体に直接的に貼付するものを除く）を使用できるものとする。

なお、マグネットシート等の枚数や大きさについては、安全運転に支障が無いこと限り、特に制限しないものとする。

また、次に該当しない内容については、FCVに表示して差し支えないものとする。

- （1）市の権利を侵害すると認められるもの
- （2）法令又は公序良俗に違反するもの
- （3）政治的又は宗教的活動に関するもの
- （4）その他市長が不適切と認めるもの